

仙台市津波避難行動シミュレーション業務委託に係る 公募型プロポーザル方式募集要項

1 目的

本要項は、仙台市津波避難行動シミュレーション業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

本市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年度に津波避難施設の整備に関する基本的考え方（※）に係る津波避難行動シミュレーションを実施し、津波避難に係る基本的な考え方や施設整備の在り方等の整理を行った。その後、令和 4 年 5 月に宮城県が新たな津波浸水想定を公表し、本市における津波避難エリアが拡大したことを受け、新たな津波避難施設の確保や既存の津波避難施設の安全性確認等の対策を進めてきたところである。

本業務は、宮城県の津波浸水想定を踏まえ、避難行動シミュレーションモデルを用いて、改めて避難に要する時間等を検証し、避難行動の在り方や津波避難施設の確保など、本市の津波避難に係る課題への対応策等の検討を行うことを目的とする。

※参考資料

<https://www.city.sendai.jp/hinan/kurashi/anzen/saigaitaisaku/torikumi/hinan/kihon.html>

2 概要

(1) 業務内容

本業務は、交通シミュレーションソフトを用いた津波避難行動シミュレーションの実施を主たる業務とし、その実施に必要な前提条件の整理、シミュレーションモデルの構築、妥当性確認、シミュレーション分析、課題抽出及び対応策の検討・効果検証等を行うものである。

詳細については、「仙台市津波避難行動シミュレーション業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、受託候補者との協議の結果、変更する場合がある。

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 10 月 29 日までとする。

(3) 提案上限額

39,754,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人又は法人を核とした複数の者による共同事業体（以下「共同事業体」という。）とする。なお、本業務への応募は、仙台市競争入札参加者名簿の登録事業者に限定しない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。

(2) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。

- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (6) 仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）並びに法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 単独で参加する場合は、仙台市内に本社（店）、支社（店）又は事務所等を置いていること。
- (8) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、代表構成員又は一以上の構成員は、仙台市内に本社（店）、支社（店）又は事務所等を置いていること。
 - ① すべての構成員が、(1)から(6)までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 構成員が、本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③ 構成員が、代表構成員に対し、本市その他関係機関等と折衝する行為等を委任していること。
 - ④ 本プロポーザルの参加表明書の提出時まで、共同事業体を成立させていること。
 - ⑤ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - ⑥ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。

4 スケジュール

実施内容	予定時期
募集開始	令和 8 年 6 月 15 日（月）
質問票の提出期限	令和 8 年 6 月 22 日（月）まで
質問への回答	令和 8 年 6 月 29 日（月）まで
参加表明書等及び企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 6 日（月）まで
プレゼンテーション審査	令和 8 年 7 月 13 日（月）
受託候補者特定結果の通知	令和 8 年 7 月 13 日（月）
受託候補者との協議（仕様等）	令和 8 年 7 月 22 日（水）まで
契約締結	令和 8 年 7 月 24 日（金）まで
業務完了	令和 9 年 10 月 29 日（金）

5 質問及び回答

(1) 質問受付

本要項、仕様書その他本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により提出すること。

- ① 提出期限
令和 8 年 6 月 22 日（月）17 時まで【必着】
- ② 提出先
本要項 12 に定める担当課

- ③ 提出書類
別紙2「質問票」
- ④ 提出方法
電子メールにより提出すること。なお、送信後は、担当課へ電話により受信確認を行うこと。
- ⑤ 記載事項
質問者の団体名、所属部署、氏名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）並びに質問内容
- ⑥ 留意事項
 - ア 電子メール以外による質問は受け付けない。
 - イ 電子メールの標題は、「津波避難行動シミュレーション業務に関する質問(事業者名)」とすること。
 - ウ 質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問には回答しない。
 - エ 質問票の内容に疑義が生じた場合は、本市から質問者へ確認を行う場合がある。
- (2) 質問回答
質問に対する回答は、次により行う。
 - ① 回答日
令和8年6月29日（月）までに随時又は一括して回答する。
 - ② 回答方法
本市ホームページ（公募型プロポーザル方式による事業者募集）に掲載する。
 - ③ 留意事項
 - ア 仕様書等に関する質問への回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
 - イ 同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
 - ウ 質問者の名称等は公表しない。

6 参加表明書等及び企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等及び企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年7月6日（月）17時まで【必着】
- (2) 提出先
本要項12に定める担当課
- (3) 提出方法
提出方法は、郵送、宅配又は持参によるものとし、その取扱いは次に掲げるとおりとする。
 - ① 郵送又は宅配による場合は、書留郵便その他配達記録が残る方法により送付すること。
なお、事故等による未着について、本市は責任を負わない。
 - ② 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとし、持参予定日時を事前に担当課へ連絡すること。

- ③ 提出期限後の差替え、再提出及び追加提出は認めない。ただし、本市が補正を求めた場合は、この限りでない。

(4) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

【参加表明書関係】

① 必須書類

- ・様式第1号「参加表明書兼誓約書」 1部
- ・法人又は団体概要が分かる資料（パンフレット等） 1部

② 追加書類（共同事業体として参加する場合）

- ・様式第2号「共同事業体結成に係る届出書」 1部

③ 追加書類（仙台市競争入札参加者名簿に登録されていない場合）

- ・様式第3号「暴力団排除に係る誓約書」 1部
- ・仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）の納税証明書又は非課税証明書（写し可） 1部
- ・法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可） 1部
- ・履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）（写し可） 1部

【企画提案書関係】

- ・様式第4号「企画提案書等提出書」 1部

・企画提案書 正本1部、副本5部

・見積価格提案書 正本1部、副本5部

(5) 留意事項

ア (4)③に掲げる追加書類は、仙台市競争入札参加者名簿に登録されていない者が提出するものとし、共同事業体として参加する場合は、同名簿に登録されていない構成員すべてが提出すること。

イ (4)③に掲げる納税証明書、非課税証明書及び履歴事項全部証明書は、提出日前30日以内に交付を受けたものに限る。

ウ 見積価格提案書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

エ 見積価格提案書に記載する金額は、本要項2(3)に定める提案上限額を超えないこと。

オ 企画提案書及び見積価格提案書については、紙媒体に加え、記録媒体により電子データも提出すること。

カ 提出書類に不備がある場合は、受け付けないことがある。

7 企画提案書等の作成方法

企画提案書等の様式等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 企画提案書

① 提出様式

企画提案書は、任意様式により作成するものとする。ただし、次に掲げる事項を満たすこと。

ア A4判横、横書き、両面印刷、長辺綴じを基本とすること。

- イ 図表その他の記載上やむを得ない場合は、部分的に A4 判縦又は A3 判を用いて差し支えない。この場合、A3 判は片袖折込みとすること。
- ウ 表紙、目次及びページ番号を付すこと。
- エ 表紙及び目次を除き、本編は 20 ページ以内とすること。
- オ フォントは可読性に配慮したものを使用し、文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。
- カ 難解な語句等を用いる場合は注釈又は解説を付すほか、必要に応じて図表等を用いるなど、専門的な知識を有しない者にとっても可能な限り理解しやすい記載とすること。
- キ 白黒印刷、カラー印刷のいずれでも可とする。

② 記載内容

仕様書及び別紙 1「仙台市津波避難行動シミュレーション業務委託公募型プロポーザル評価基準票」(以下「評価基準票」という。)に基づき、少なくとも次の事項について具体的に記載すること。

ア 基本方針

本業務を実施するに当たっての基本方針を記載すること。

イ 業務実施体制

図表等を用いて、業務の実施体制(組織・人員等)及び役割分担等を具体的に記載すること。

ウ 類似業務の実績

過去の類似業務(津波避難行動シミュレーション又は交通シミュレーションを想定)の件数や業務名称、概要、実績等を記載すること。

エ 実施スケジュール

図表等を用いて、業務の実施スケジュールを記載すること。個別業務ごとの内容、時期、方法等についても、具体的に記載すること。

オ シミュレーション手法・使用ソフトウェア等

提案するシミュレーション手法、使用ソフトウェア又はサービス等の概要、選定理由、制約事項等を具体的に記載すること。

カ 前提条件・使用データ等

前提条件の考え方に加え、人流データ、交通データ等の使用データの概要を具体的に記載すること。

キ シミュレーションモデル構築

ネットワーク設定、通行空間、車両の追従挙動、交差点部の滞留等の考え方や表現方法を記載すること。また、自動車、歩行者及び自転車の表現方法を記載すること。

ク 妥当性の検証・確保

シミュレーションモデル構築の過程において、その妥当性の検証を行うとともに、妥当性を確保するための考え方及び手法について記載すること。

ケ シミュレーション分析

過年度の条件等を参考としつつ、現在の避難施設及び道路網等を前提としたシミュレーション分析を行い、分析の結果から津波避難に係る課題や対応の方向性等を検討、整理するための考え方及び手法について記載すること。

コ シミュレーション実施、課題抽出・対応策検討・効果検証

津波避難行動に係るシミュレーションを実施し、その結果を整理するとともに、避難行動上の課題を抽出する考え方を記載すること。また、抽出した課題を踏まえた対応策の提案及び整理の考え方に加え、当該対応策をシミュレーションモデル上に反映し、その効果を検証する方法について記載すること。

サ 追加提案

仕様書に記載する事項のほか、本市にとって有益と考えられる提案がある場合は、その内容及び効果を記載すること。

③ 留意事項

ア 正本にのみ提案者名を記載し、押印すること。副本には、提案者が特定できる名称、商号、ロゴマークその他提案者を識別できる表示を記載しないこと。

イ 企画提案書の内容は、見積価格の範囲内で実現可能なものとする。

ウ 仕様書の内容を単に引用し、又は「仕様書のとおり」とのみ記載することのないよう、具体的に記載すること。

エ 提案内容に複数の解釈が生じ得る記載を行わないこと。やむを得ず条件付きの提案を行う場合は、その適用条件及び制約事項を明確に記載すること。

オ 仕様書に定める範囲を超える提案を行う場合は、その部分を明確に区分して記載すること。なお、当該提案については、本市の判断により採用しない場合があるため、その不採用により他の提案内容又は業務の履行に支障が生じるおそれがあるときは、その旨及び制約事項を明確に記載すること。

カ 提案に当たり第三者の権利を使用する場合は、提案者の責任において必要な権利処理が可能であることを前提に記載すること。

キ 本市は提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、評価項目に対応する内容を漏れなく記載すること。

(2) 見積価格提案書

① 提出様式

見積価格提案書は、任意様式により作成するものとする。

② 記載事項

ア 件名

イ 見積年月日

ウ 提案者名

エ 見積金額（消費税及び地方消費税を含む額）

オ 見積内訳

- ・直接人件費
- ・直接経費
- ・一般管理費等
- ・その他必要な経費
- ・消費税及び地方消費税

※本業務の内容に応じて、内訳項目は適宜修正すること。

③ 留意事項

- ア 正本にのみ提案者名を記載し、押印すること。副本には、提案者が特定できる名称、商号、ロゴマークその他提案者を識別できる表示を記載しないこと。
- イ 見積価格は、提案した内容を履行することを前提として算定すること。
- ウ 見積価格は、本要項2(3)に定める提案上限額を超えないこと。
- エ 見積内訳は、できる限り具体的に記載し、算定の考え方が分かるものとする。

8 参加辞退

参加表明書等を提出した者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、その旨を決定次第、速やかに、次により辞退届を提出すること。

(1) 提出先

本要項12に定める担当課

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出書類

様式第5号「辞退届」 1部

(4) 留意事項

- ア 郵送による場合は、書留郵便その他配達記録が残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について、本市は責任を負わない。
- イ 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとし、持参予定日時を事前に担当課へ連絡すること。
- ウ 本プロポーザルへの参加を辞退したことを理由として、以後不利益な取扱いを受けるものではない。

9 受託候補者の特定（プレゼンテーション審査）

(1) 審査方法

提案書類等をもとに、評価基準票による書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。詳細は、別紙1を参照すること。

(2) 審査委員会（プレゼンテーション審査）の開催

① 実施予定日

令和8年7月13日（月）

② 会場

仙台市役所本庁舎2階危機管理局会議室（予定）

③ 方法

提案者が企画提案書等に基づく説明を行い、その後、審査委員会との質疑応答を行う。なお、1提案者当たりの持ち時間は、説明20分以内、質疑応答10分以内とする。

④ 留意事項

ア 説明は、事前に提出した企画提案書等の内容に基づき行うものとし、企画提案書等に記載のない新たな内容、図表、デザインその他提案内容を補完し、又は変更する内容を追加して説明することは認めない。また、当日の追加資料の配布も認めない。ただし、企画提案書等に記載した使用予定の交通シミュレーションソフト等について説明する場合に限り、提案内容を補足する範囲で、当該ソフト等の画面又は動画等を用いて説明することができる。

イ プレゼンテーション審査に使用する機器、資料その他必要な物品は、提案者において用意すること。ただし、モニター及びコンセントについては、本市の備品を利用できるものとする。

ウ プレゼンテーション審査の順番、開始時間その他の詳細については、別途通知する。

エ 本市は、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。

(3) 受託候補者の特定方法

① 審査委員は、それぞれの企画提案書等の内容について、評価基準票により採点を行う。

② ①の採点取りまとめ結果により、得点が最も高い者を受託候補者として特定する。

③ 採点結果の合計点が同点の提案者が複数いる場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 当該同点の提案者について、各審査委員が付した順位のうち、1位の数が最も多い者を受託候補者とする。

イ アにおいて1位の数が同数の者が複数いる場合は、当該同数の者のうち、審査委員長が付した評価点が最も高い者を受託候補者とする。

ウ イにおいて審査委員長が付した評価点が同点の者が複数いる場合は、当該同点の者のうち、見積価格が最も低い者を受託候補者とする。

エ ウにおいて見積価格が同額の者が複数いる場合は、当該同額の者の中から、審査委員長が受託候補者を特定する。

(4) 審査の除外

次のいずれかに該当する場合は、当該提案を無効とし、審査の対象から除外する。

① 提出書類に虚偽の記載があった場合

② 審査の公平性を害する行為があった場合

なお、受託候補者として特定された後に本要項3に示す参加資格を欠くに至った場合は、当該特定を取り消し、次点者を受託候補者として契約締結に向けた協議を行うことができる。

(5) 結果通知

① すべての提案者に対し、審査結果を書面により通知する。

② 契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。

③ 特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

④ ③の規定により、本市が非特定理由についての説明を求められたときは、説明請求をすることができる期間の末日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により回答する。

- ⑤ 特定結果に関する異議申立て、他の提案者に関する情報、他の提案者の企画提案書等に関する情報、各評価項目の得点内訳等に関する問い合わせには応じない。

10 契約締結

(1) 受託候補者との協議等

本市は、受託候補者と本業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を確定した後、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

なお、受託候補者として特定されたことをもって、提出された企画提案書等の内容をそのまま契約内容とするものではなく、協議の結果、受託候補者が提案した見積価格の範囲内でその内容を一部変更する場合がある。

また、本業務は令和8年度から令和9年度までの2か年で実施する業務であることから、契約締結に当たっては、令和8年度分及び令和9年度分の支払額、支払時期その他区分払に関し必要な事項について、本市と受託候補者が協議の上、契約書及び区分払内訳書その他必要な書類において定めるものとする。

(2) 次点者との協議

前項の協議が不成立となった場合又は受託候補者が契約を締結しない場合は、次点者を受託候補者として協議を行うことがある。

11 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション審査への参加その他本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 審査委員会の構成員、他の提案者に関する情報その他審査に関する事項についての質問には応じない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 本市は、提出された書類について、本プロポーザルによる受託候補者の特定以外の目的に、提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出された書類について、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）に基づく開示請求があった場合は、同条例の規定により、全部又は一部を開示する場合がある。
- (6) 本業務の関係書類及び会計帳簿等は、業務完了後5年間保存すること。また、本市が業務完了後に当該書類等の閲覧を求めた場合は、これに協力すること。
- (7) 本プロポーザルの実施に関し本要項に定めのない事項については、審査委員長が必要に応じて審査委員に諮り決定する。

12 担当課

担 当 課：仙台市危機管理局防災・減災部防災計画課

住 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

電 話：022-214-3046

F A X：022-214-8096

電子メール：kks000120@city.sendai.jp